

若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、コミュニティバス運行の方策等について検討・協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) コミュニティバスの運行要望に関する事
- (2) コミュニティバスの運行計画に関する事
- (3) コミュニティバスの運行経費に関する事
- (4) コミュニティバス運行に伴う利用促進に係る方策に関する事
- (5) その他必要な事項

(構成及び任期)

第4条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

なお、別表に掲げる委員の推薦する者を委員とすることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、地元委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、会長が議長になり会議の進行と運営の円滑化を図る。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、千葉市都市局都市部交通政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項については、別に会長が定める。

附則

この要綱は、平成24年1月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会委員

役職	地区	所属等
	第17地区	第17地区連協会長
		高根団地自治会長
		高根グリーンタウン自治会長
		大広自治会長
		新宮田自治会長
		<u>北谷津自治会長</u>
	第18地区	第18地区連協会長
		中田自治会長
		富田自治会長
		小間子自治会長
		下田町自治会長
	第1地区	大草町自治会長
	第26地区	いずみ台ローズタウン自治会長
	<u>第24地区</u>	<u>金親町自治会長</u>
		若葉区 地域振興課 地域づくり支援室長
		都市部交通政策課長